

平成27年3月25日
十日町市総務部財政課

前金払の特例の終了について

長野県北部地震及び東日本大震災、また豪雪災害の迅速な復旧・復興を目指し、公共工事の適性かつ円滑な施工の確保により建設業者の支援並びに低迷する地域経済の活性化を図るため、平成23年6月1日以降に公告した建設工事から前金払の特例を適用していましたが、災害復旧がほぼ完了したことに伴い、平成27年3月31日をもって、下記のとおり前金払の特例を終了いたします。

記

● 前金払の特例の終了（市発注建設工事に限る。）

- ① 前金払の割合の引下げ ⇒ 特例措置を講ずる前に戻します。

(改正前)「請負金額の10分の5（50%）以内」

↓

(改正後)「**請負金額の10分の4（40%）以内**」

- ② 適用期間

平成27年4月1日からとする。

※ 前金払の対象工事金額については、特例として「**請負金額130万円超**」としておりましたが、特例措置からは分離して、今後も継続して「**請負金額130万円超**」を対象工事金額とします。